

# 概要書面・契約書面【2025年10月版】変更箇所のお知らせ

2025年10月1日より、概要書面・契約書面の一部を改定いたします。改定内容は以下のとおりとなりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

## 【1. 取次店規約 第 12 条第 8 項について】

(該当箇所：[ 表紙 ]、[ 5 ページ ] 取次店報酬(特定利益)に関する基本ルールと報酬プラン、[ 11 ページ ] 取次店規約)

### 取次店規約 第 12 条第 8 項 (2025 年 10 月 1 日施行)

適格請求書発行事業者登録番号(所謂インボイス登録番号)を当社に通知した取次店には、報酬を税込金額でお支払いします。

それ以外の取次店には、消費税相当額を除いた金額(税抜金額)で報酬をお支払いします。

なお、取次店はインボイス登録番号を「インボイス登録番号通知フォーム」からプランビーに通知してください。

日次報酬はインボイス登録番号の通知日の翌営業日以降に発生した報酬から、月次報酬は通知日を含む月の集計分から、上記の取扱いを適用します。

適格請求書発行事業者になられた方は、インボイス登録番号をフォームよりご通知ください。▶  
【プランビー】インボイス登録番号通知フォーム <https://forms.gle/Qf6V581XsdqKE8nL6>



インボイスに関するその他お問い合わせは、国税庁  
または税理士・会計事務所へお問い合わせください。  
国税庁「インボイス制度電話相談センター」  
電話番号 0120-205-553 (無料)

## 【2. 再請求手数料の改定および発生タイミングの変更】

(該当箇所：[ 1 ページ ] 支払方法、[ 5 ページ ] 2 報酬取得の必須条件、[ 8 ページ ] 第 4 条(料金)5)、[ 重要事項確認書 ])

インボイス制度対応のため、消費税を明確に管理できるよう、再請求手数料を 880 円に変更させていただきます。

また、再請求手数料の発生タイミングにつきましても、毎月 25 日までにお支払いいただけなかった場合としておりましたが、毎月末日までにお支払いいただけなかった場合に変更いたします。

販促用デモ機レンタル約款 第 4 条第 5 項 ※甲は取次店、乙は株式会社プランビー とします

甲が当月末日までに月額料金を支払わなかった場合、甲は乙に対し 880 円の再請求手数料を取次店報酬等から差し引いて精算、または振込・クレジットカード決済にて支払うものとします。

本件に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

☎ 050-1746-7757 (平日 10~15 時)    ✉ info@planbee.co.jp    📞 取次店専用サポートLINE ▶

